基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十月七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年十月二十一日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告いたします。

平成二十五年九月二十日

大阪府大阪市中央区今橋二丁目五番八号

中央理化工業株式会社

代表取締役　矢田　修平

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年九月二十日

石川県輪島市堀町二字三八番地

穴水木材市売株式会社

代表取締役　山　儀範

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年九月二十日

香川県香川郡直島町四〇五四番地

直島産業株式会社

代表取締役　宮本健一郎

限定承認公告

本籍札幌市厚別区厚別中央二条三丁目五番、最後の住所静岡県掛川市下俣南二丁目二五番六号　プロヴァンス一〇二号室

被相続人　亡　相澤　勝徳

右被相続人は平成二十五年五月二日死亡し、その相続人は平成二十五年八月二十一日静岡家庭裁判所掛川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十日

札幌市中央区大通西四丁目一番地新大通ビル九階札幌ポラリス法律事務所

相続財産管理人蓬田正徳

右法定代理人親権者母　蓬田恵美子

右代理人弁護士　瀧澤　啓良

限定承認公告

本籍熊本県玉名郡長洲町大字長洲一九二一番地、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺東町三丁目一二番七号メゾン東町

被相続人　亡　島津　立夫

右被相続人は平成二十四年七月四日推定死亡しその相続人は平成二十五年七月十二日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十日

横浜市港南区上大岡東二丁目二一番三八号

相続財産管理人　島津　正子

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市南区南太田四丁目三七四番地、最後の住所神奈川県横浜市港北区篠原西町七番一一号　中田菊枝方

被相続人　亡　石渡　英明

右被相続人は平成十七年十二月二十二日死亡し、その相続人は平成二十五年九月十日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十日

神奈川県相模原市中央区上溝一六五五番地七

限定承認者　小澤　忠

限定承認公告

本籍岐阜県岐阜市岩利二一八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　桐山　暉雄

右被相続人は平成二十五年三月五日死亡し、その相続人は平成二十五年九月十一日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十日

岐阜市京町二丁目二番地端元ビル二階

限定承認者桐山聡

代理人弁護士　市橋　優一

限定承認公告

本籍愛知県春日井市宮町字宮町一〇〇番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　梅田　安男

右被相続人は平成二十五年八月三日死亡し、その相続人は平成二十五年九月十一日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十日

名古屋市中区丸の内三丁目五番三五号弁護士ビル三〇三号　みずの総合法律事務所

相続財産管理人　梅田　浩司

代理人弁護士　水野　聡

限定承認公告

本籍大阪府門真市一番町一二番、最後の住所大阪府門真市一番町一二番一号

被相続人　亡　吉村　正人

右被相続人は平成二十五年五月十八日死亡し、その相続人は平成二十五年九月九日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十日

兵庫県神戸市灘区深田町三丁目三番七―八〇二号

限定承認者　加藤　正義

法定代理人親権者養父　加藤　直一

法定代理人親権者母　加藤　葉子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき優先資本金の額を金七億七千万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年四月二十五日付官報の号外第八十九号五十四頁に掲載されています。

平成二十五年九月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

赤坂福吉町キャピタル特定目的会社

取締役　鄭　武壽

訂正公告

平成二十三年九月二十一日（号外第二〇五号）掲載の弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し中、富永赳夫元会員の登録取消し（月日）「8月22日」とあるは、「8月23日」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年九月二十日　日本弁護士連合会

取消公告

平成二十五年九月六日（号外第一九六号）掲載の被相続人　亡　渡邉　勝邦に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告は取消します。

平成二十五年九月二十日

事務所岐阜県美濃加茂市太田町四一ワタケン・ビル二階　みのかも法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐久間良直

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二三四	下	一九	積当金	積立金

平成二十五年三月三十日（号外特第六号）公布内閣府令第十五号（投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令）（原稿誤り）

平成二十五年七月三十一日海上保安庁告示第百五十号（水路測量の実施に関する件）（原稿誤り）

五ページ四段終りから一七行目から一二行目は次のとおりの誤り。

イ　区域　北緯二四度五〇分一〇秒東経一四一度一八分〇〇秒の地点、北緯二四度五〇分一〇秒東経一四一度二一分四八秒の地点、北緯二四度四七分五二秒東経一四一度二一分四八秒の地点、北緯二四度四七分五二秒東経一四一度二一分一一秒の地点、北緯二四度四八分五〇秒東経一四一度一九分四五秒の地点、北緯二四度四八分五〇秒東経一四一度一九分〇〇秒の地点、北緯二四度四八分三四秒東経一四一度一九分〇〇秒の地点、北緯二四度四八分〇〇秒東経一四一度一八分〇〇秒の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

五四	終りから	二	二十五年八	二十五年九

平成二十五年八月二十二日正誤欄中（原稿誤り）

三二	四	終りから	四十日	十六日
〃	〃	〃	三二十四日	三十日
〃	〃	〃	二三十二号	三十五号
〃	〃	〃	一二十三日	十三日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月二十日付第二〇五号一八月二十日付参会第一号（その二八ページ●同日付政府調達第一七八号九六ページ●の一）一二ページ●同（その二）二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）